

第三十八回国会 参議院内閣委員会會議録第五号

昭和三十六年二月二十三日(木曜日)
午前十時四十九分開会

委員の異動

二月二十一日委員大泉寛三君辞任につき、その補欠として大野木秀次郎君を議長において指名した。
二月二十二日委員大野木秀次郎君辞任につき、その補欠として大泉寛三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 村山 道雄君
伊藤 頤道君
山本伊三郎君

委員

大泉 寛三君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
千葉 信君
横川 正市君
辻 政信君
高瀬 莊太郎君

國務大臣

郵政大臣 小金 義照君
國務大臣 西村 直己君
政府委員
防衛庁教育局長 小幡 久男君
防衛庁人事局長 小野 裕君
防衛庁経理局長 木村 秀弘君
防衛庁装備局長 塚本 敏夫君

調達庁長官 丸山 信君
郵政大臣官房長 荒巻伊勢雄君
郵政省電氣 通信監理官 松田 英一君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の會議に付した案件
○国の防衛に関する調査(昭和三十六年度防衛庁関係予算に関する件)
○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いたします。二月二十一日大泉寛三君が辞任され、大野木秀次郎君が選任され、大泉寛三君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、国の防衛に関する調査を議題とし、昭和三十六年度防衛庁関係予算に関する件の調査を進めます。政府側出席の方々は、西村防衛庁長官、丸山調達庁長官、木村防衛庁経理局長、小野防衛庁人事局長の方々でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤頤道君 私は、防衛問題の一環として、太田、大泉米軍飛行場返還問題に関連して西村長官に主として二、三お伺いしたいと思ひます。まずもつ

てお伺いしておきたい点は、当内閣委員会で長官が今後発言され、また私どもに公約されたことについては、あくまでも責任を持たれて、これを實施に移されようとするのか、あるいはその場その場で適当なことを言われて、発言ないし公約されたことについてはあまり責任は持たれないのか、今後審議を重ねていく上においてお伺いしておきたいと思ひます。この点を一つ明らかにしていただきたいと思います。

○國務大臣(西村直己君) 委員会は公の席でございます。従って、私がここで明言をいたしましたことは公約になるものであります。従って、公約いたしました以上は、それに向かって實現に実行の努力をはかるということは当然のこととあります。

○伊藤頤道君 それでは、さらにお伺いいたしますが、同じ自民党の内閣の前々長官ないしは前長官の発言あるいは公約されたことについては、現西村防衛庁長官はどのようにお考えですか。

○國務大臣(西村直己君) もちろん同じ党であり、同じ政策を持つ以上は、当然受け継いで参らなければならぬとは存じます。ただ個々具体的な問題について参りますと、その場合に應じて、そのときの状況等を十分勘案して考へて参らなければならぬ、こう考へております。

○伊藤頤道君 それでは具体的な問題に入つていきたいと思ひますが、赤城前々長官と丸山現調達庁長官が、昭和

三十四年十二月の当内閣委員会での私の質問に対してこういう答弁をなさつておられるわけです。おそくも明春三月までは返還できるようにしたい、こういうふうな公約されておられるわけですが、もうそれから足かけ三年になつておる現在だいま、いまだにこれが遅々として解決をしていない、こういう事態に対して西村長官はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(西村直己君) 具体的問題は、御質問は太田、大泉の飛行場返還問題についての御質問と考へます。これにつきましては、私もそういう状況があることは十分存じております。ただ、今いづれ詳細につきましても調達庁長官からも御説明あるいは経緯等を申し上げると思ひますが、私といたしましては、できる限り前任者が約束したことは実行に移しては参りたいという気持はございます。しかし、何分にも前任者あるいは前内閣と申しますか、約束はいたしましたも、時期は迫っております。それから同時に、これは相手あつての事柄でございます。従って、その間に私としては、私なりの個々具体的な問題についての状況判断もできればお答えしなければならぬと考へております。

○伊藤頤道君 赤城前々長官は、そのような確信ある答弁をなさつたわけですが、江崎前防衛庁長官と、ここにおいで丸山現調達庁長官は、口をそろえて、昨年たしか八月十日だったと思ひますが、当内閣委員会での私の質問

に対して、おそくも二、三カ月のうちにはぜひ解決をはからなければならぬ問題だと痛感しておられるので、最大限の努力をいたしたい。さらにまた九月一日の当内閣委員会でも、同じように、もう一カ月たったので、二、三カ月が一、二カ月に変わつてきたわけですが、おそくも一、二カ月間にはぜひ解決をはかりたいので、最大限の努力をいたしますと、こういうふうな重なる、年末には当内閣委員会と同じことを繰り返されたわけです。ところが、一向に事態は進行していないわけです。これは、再三再四公約し発言されたことに対して、何らの責任を持たれないことについては、非常に遺憾の意を表さざるを得ないわけです。一体この事態をどうなさるのか。この点について、はっきりした決意のほどをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 太田、大泉の状況につきましては、詳細折衝の経緯等は調達庁長官からお答えすると思ひますが、私の意見を求められますれば、基本的な公約につきましては、もちろん私は責任を持って参ります。ただ個々具体的な基地の返還問題になりますと、個々具体的な事情というものがついておるのであります。従って、その努力目標に向かつての努力はいたしますが、私といたしまして、現在何月までということとは、この席ではお答えできないのじゃないかと思ひます。

○伊藤道雄 長官は、個々具体的な問題については、そのときの情勢を勘案して云々とおっしゃるわけですが、繰り返し申し上げるように、赤城前々長官も、江崎前々長官も、丸山調達前々長官も、この具体的な問題について、情勢を判断されて公約されておられるわけですから、西村長官にお尋ねするのは本日は最初でありますので、もちろん間接になりますが、同じ自民党内閣の責任者として、当然責任があると明確に冒頭おっしゃった。そういう前提に立ってお伺いしているわけです。

従って、現防衛庁長官の立場で、個々の問題だから云々ということは、これは許されないと。個々の問題について具体的に事態をきかめて、その上での前々長官、前長官の公約発言で責任がないということはありません。責任がないという点は一つ誤解のないように、はっきり一つ御答弁いただきたい。

○國務大臣(西村直己君) もちろん重要な問題であり、また地元の利害に非常な大きな影響を与えることも重々存じております。ただ私が先ほど申し上げましたように、内閣が引き継いで参りました基本的な態度というものは、前任者の言いましたことに対して努力をしなければならぬ。ただ私といたしましては、それを、それでは何月までというのを言うには、相手あっての交渉でございますから、まだそこまで私が踏み切って責任を負える段階ではない、こういうふうに御説明申し上げたわけですが。

○伊藤道雄 こういう事態は、言葉をかえて言うと、行政府が立法府の権

威を傷つけることにもなると思う。せっかくこの委員会の場で、われわれが真剣にまじめなお尋ねをして、それに対して公約された発言されておることについて、何らの誠意がありとは考えられない。これは後ほど具体的に丸山調達前々長官を中心にお伺いしたいと思いますが、こういう事態では、今後内閣委員会でも何回これを繰り返しても意味がないと思う。もしそうだとすると、これは非常に重大な問題だと思わざるを得ないわけですが、従って、当然今西村長官もおっしゃったように、重大な問題だと確認されている以上、前

長官からもお引き継ぎがあったであらう。従って、内閣委員会がまだないからということを手をつけられないというのではないと思ふ。答弁のための政治じゃないと思ふ。答弁の従って、この辺で一つ明確な態度を打ち出していただかないと、今後何回かという審議を重ねても、おおよそ意味がないと思う。この点をはっきりしていただきたい。

○國務大臣(西村直己君) 重ねて御答弁申し上げます。私は、前長官がそういう具体的な問題に具体的努力目標を言われたということは調達前々長官からも聞いております。ただ問題は、具体的に折衝して参りますと、相手あっての交渉というものでもございます。従って、私の口から何月何日までということは、まだ言える段階ではないというふうに御答弁申し上げているのであります。

○伊藤道雄 以上申し上げたように、赤城さんも江崎さんも、そして丸山さんも、最大限の努力をされますと確約されたわけですが、一向に進展し

ていないということは、言葉をかえて言う、力が足りなかったのではないかと。最大限の努力をして、なお足かけ三カ年にわたって解決があり得ないということは、解釈のしようでは力が足りない、力が足りないということ、言葉をさらにかえると無能ということにもなる。それなのか、それとも最大限の努力をしなかったのか。もし約束通り最大限の努力をしなかったということになると、不誠実、そして怠慢のそしりを免れないと思う。一体どっちなのか、この点を一つお伺いしたいと思ふ。

○政府委員(丸山信君) この問題につきましては、当委員会においてたびたび同じことを繰り返してまことに恐縮でございますが、あの飛行場を、米軍が物を飛行機から投下する訓練場として使っておる。この訓練場にかわるべきものが双方の意見において一致したときに返す、こういうことになっておりました。この代替の演習場という問題で双方の意見の一致をみず今日に至っております。先ほど来お話にありますが、まさに私自身も、赤城前々長官、また江崎前々長官とともに、その当時の情勢、見通しのもとに、ある期日までに必ず実現に努力したい、このように申し上げて参ったのでございます。最大限の努力は払って参ったつもりでございますが、今日に至るまでこの問題の結着をみないままに、返還の実現を見ないことは、私自身もまことに責任を痛感し、遺憾に存じておる次第でございます。

○伊藤道雄 調達前々長官のお言葉ですが、私はこう考えるのです。いやしくも防衛庁長官なり調達前々長官に当た

られる方が、無能などとは考えられない。いずれも有能の士が特に選ばれておると思う。にもかかわらず、足かけ三カ年にわたっていまだに解決をみない。これは結局言葉では、特にこの委員会の場では最大限の努力をして参りました、努力いたしますと。うばにおっしゃいますけれども、最大限の努力などはしておられないのではないかと。そういうふうにししか考えられない。特に延び延びになっておるほんとうの問題点は、米軍に対してあまり気がねし過ぎておるのじゃないか、態度が非常に弱い、こういうふうにししか私どもには受け取れないわけです。こういう点でいまだ少し日本の政府の代表らしく、もっときざんたる態度で、堂々と遠慮なく所信を述べて、三カ年、こういう長い間にわたる懸案を、もうこの段階で解決すべきだと思ふ。この点について責任あるお言葉をいただきました。

○政府委員(丸山信君) 決して米軍であるから遠慮しながらものを申したり折衝しておるといふ考えは、私自身も頭持っておりません。米側とのこれに関する施設委員会、あるいは委員会とは別に、直接の交渉においても、何回となく繰り返してやって参っております。でございます。なお、現在もこれから、この問題には最大の努力を続けまして、すみやかに解決を求める所存でございます。

○伊藤道雄 丸山長官は、昨年私の質問に対して、ようやく問題が代替地の問題にしばられてきた、そこで何とかこの代替地を両者の間で決定したい。このことに関しては、米軍は代替地さえあればいつでも返還に応ずると

いうことは、米軍の態度として明確にしておるわけですが、それがほんとうの理由か、表面だけの理由か、それは私どもにも知るよしはございませんが、とにかく代替地の問題に問題がしばられたということは、丸山さんもはっきりおっしゃっておられる。次の代替地の問題になってからももう日も久しい。ずいぶん長い間たつておる。そこで、この代替地が一体現在どうなつておるか、この点を明らかにしていただきたいと思ふ。

○政府委員(丸山信君) お話の通り、代替地の問題にしばられておるのでございまして、その代替地に関しまして、当方の予定するもの、米側が予定するもので、この間に意見の一致をみないために、この問題の解決に至っていない。これが事実でございます。

○伊藤道雄 日ごろ非常に尊敬しておった丸山調達前々長官が、審議の過程で代替地の問題にしばられたということであつたので、私もそれを最初の段階では信頼しておつた、一刻も早くこの代替地の問題が解決するように。こういううひそかに期待を持っておつたわけですが、ところが、この代替地の問題が問題になってから日が久しいわけですが、もう、日米両方の専門家が集まって、この代替地をいかに悪いかというふうなことは、そう長い間かかっていまだに結論を得ないということは考えられない。ずいぶん長いんです。この代替地の問題にしばられてからすでに久しい。にもかかわらず、いまだに具体化しない、非常におかしいと思ふ。もう信頼できないんです、こういうことでは。この点いかがですか。重ねてお伺いします。

○政府委員(丸山信君) 代替地問題に

関しまして、お話し通り、まさに長いことかかっておるといのが事実でございます。しかし、なかなかこれが双方にとって重要な影響のある問題であり、困難なものでありますので、従いまして、この長い日がかかりましても意見の一致をみないままになって参りました。何とかこれを早期に早く解決するように努力をいたしておる次第でございます。

○伊藤道君 この代替地の問題は、先ほども申し上げたように、表面上そうおっしゃっておるのであって、ほんとうに足かけ三千年にわたるこの問題がいまだに解決しないという真の理由はほかにあるんじゃないですか。代替地の問題でなくして、ほかに何か理由があるのではなからうか、こういう深い疑問を持たざるを得ないわけです。また、それについての裏づけもあるわけですが、この段階で一つはほんとうの理由を率直に承りたいと思う。もうこの段階では真相を一つはつきりとお伝えただいて、そのために一つ大勇猛心をもって解決をはかっていただきたいというふうにお願いをし、また決意のほどをお伺いしたいと思ひます。この点いかがですか。

○政府委員(丸山信君) 根本的問題は、繰り返して申し上げますが、やはり代替地の問題でございます。この代替地の問題に對しましては、繰り返すようでございますが、早急に双方の検討を進めまして解決をいたしたいと考えております。

○伊藤道君 お言葉ではございますけれども、どうも理由がほかにあるやに察知される。具体的に一步申し上げ

ますと、米軍のドル住宅があったわけですが、このドル住宅を日本人が購入しているわけですが、このドル住宅を買った方と米軍との関係、この辺に問題があるのではなからうか、そういうふうにお察知されるわけですが、この点を一つ明確にさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) あの飛行場には、滑走路とともに、それに付随して米軍の住宅地域、米軍が建てたいわけのドル住宅がございまして、返還という事態につきましまして、このドル財産の処分ということが、当然やはり一つの問題でございます。米軍は処分して着手したわけでございます。米軍は処分して、住宅の撤去ということが進まないという事態はまさにございまして、これに關しましては、最近の報告によりますれば、撤去が進まないものの、買手を手を交えて、新たな契約者を求めて、それによって住宅撤去の仕事が進むという現状においては、ほとんどすべてこの撤去は済む状況にある、このような報告であります。

○伊藤道君 それは米軍のドル住宅そのものについての御説明であつたようですが、私のお伺いしたい点は、この米軍とドル住宅買受者、これは一日本人の、個人としての日本人ですが、この辺に問題があるのではないかと、このことをお伺いしておるわけなんです。現在でも、当然直ちに取組むなければならないドル住宅が、厳然として建っている、こういうことにもうかがわれる点があるわけですが、一つこの点を明確にさせていただきたい。この問題を解決せずして太田、大泉飛行場返還の問題は、なかなかもって解決を

はかれない。代替地々々とおっしゃいますけれども、これはただ単に表面上の理由であると言わざるを得ないわけですが、断じてそうでないということに責任持っておっしゃり得るかどうかが、この点にも及んで一つ御答弁をいただきたい。

○政府委員(丸山信君) ドル住宅の撤去問題は、先ほども申し上げました通り、現在においては撤去作業が進み、ほとんど完了しておる、このような報告を私は昨日も受けました。しかしながら、この飛行場の返還問題は、やはり当初から申し上げましたように、これにかかわる一つの演習場がどうして必要であるという問題はまだ残っているのだから、やはりこの問題に關する解決策が見つからぬという根本的な解決には至らぬと、私はこのように考えております。

○伊藤道君 そうしますと、今まで取りこまれていた米軍のドル住宅については、一軒残らずきれいに撤去されておる。現在ただいまそういう御報告を受けている。だからこの問題にからむ問題ではなくして、あくまでも代替地の問題に問題は今もしぼられておる、こういうふうな私今とつたわけですが、この点さういうふうな解釈してよろしいのでしょうか。

○政府委員(丸山信君) その通りであります。

○伊藤道君 一応さういうことに前提を置いてさらにお伺いしたいと思ひますが、そこで西村長官に最終的に伺いたいと思ひますが、今までの公約なり発言は、言うまでもなく赤城前々長官から始まったことであり、江崎前長官、さうして現在に及んでい

で、この場で西村長官にお伺いするのは本日はたまたま初めてであります。こういうふうなことで実情はあつたわけですが、繰り返し申し上げますように、同じ自民党内閣の防衛庁の最高責任者としての公約、さうして発言については、十分責任をとられる。ただし、個々の具体的な問題については、情勢云々というのを長官は繰り返しおっしゃったわけですが、しかし、この問題については、申し上げたように、代々の防衛庁長官が私に公約を与えておつたのは、個々の問題を十分検討して、責任を持って時期をも明確にされたいわけですが、そこで、繰り返し申し上げるように、三千年にわたって何ら遅々として進まない、調達庁長官は代替地々々々というので言葉を濁して

いるわけですが、どう考えても、日米の双方の専門家が集まれば、これがいかにゆる代替地として適当であるかないかということがはつきりすると思う。そんなにもむずかしいものではない。一カ月、二カ月ではない、昨年からいうことではない、代替地々々々というふうなことで、最初にも申し上げたように、せつかくまじめにこの委員会が全然意味がないということに尽きてしまふわけですが、そこで一つ責任のあるお答えをこの段階でこゝでいただきたいと思ひます。西村長官にこのことを最後としてお伺いして質問を終わりたいと思ひますが、また御答弁によつては質問申し上げます。

○西村大臣(西村直己君) 前長官が努力目標として一定の期限をつけて言われたということは御質問の中に十分あら

りまして、私も承知いたしますが、しかし、問題は相手あつての交渉でございます。従つて、私といたしましては、何月までというものは現在に申し上げられないのが真相でございます。

○伊藤道君 大よそ政治に相手のない政治というのはいらないと思ひます。この演習場の問題だけが相手があるのでなくして、これはもう相手のない仕事というものはないわけですが、さういふことだから時日が言えない、いつまでというのことは言えない、これでは意味がないと思ひます。大よそしかし見当を言わなければ意味ない。答弁にならぬ。大よそいづごろを西村長官としてはお考えになるのか。個々の具体的な問題ですから、そのときの情勢を勘案されて、各情勢についても十分検討されたと思ひます。問題は引き継いだ一つの問題です。それから防衛庁長官の立場で、もう十分情勢は判断されておると思う。それで判断がつかないというふうな無能な長官ではなからうかと思ひます。さうだとするならば、何年何月何日までということを要求しておるのではなくして、大体の見当というものがあろうかと思ひます。見当なくして政治はできない。さういふ立場から、一つ具体的に、大よその見当を一つ明示していただきたい。重ねてお伺いします。

○西村大臣(西村直己君) 事柄は日米間の問題でございます。もちろん私といたしましては努力はいたします。私が、御存じの通り、着任いたしまして、駐留軍事務者の問題が非常にめづつたのも御存じの通りであります。このベイス・アップの問題、これも日限は

私から今、辻委員の言われたと同じ問題で、また同じ趣旨から人事院の当事者に質問をいたしまして、このことは至急に調査をして善処するように資料を提供してもらいたい、また私もここに同じ資料を持っております。このことはぜひ一つ早急に解決していただ

きたいと思ひます。それだけ申し上げておきます。

○辻政信君 その次に、富士吉田の近くのあの駐屯部隊を見て参りました。これは兵舎は鉄筋コンクリートのすばらしいものがあつたの町にできておられます。ところが、肝心な火砲が野積みで野ざらしで、そしてあの殺風景なところに、もちろん火砲は生きておりませんから病氣にならぬでしようけれども、そのみならず、駐屯地を見て第一に感ずるのは、車両、火砲、極端にいうと弾薬類まで野積みにしておつた。これはかつての軍隊になつたこととす。たとい兵舎の経費を少なくしても、その重要な兵器、火器というものは格納庫に入れる、それがほとんど行なわれておらない。今度の新しい年度の予算でそういう点にどう配慮をなされておるか、係からお答え願ひたい。

○国務大臣(西村直己君) ちょっとその点につきましても、事務当局から一応お答えいたします。

○政府委員(木村秀弘君) 陸の施設整備費として、来年度十四億余り入つておりますので、その予算の範囲内においてできるだけの整備をして参りたいと思つております。具体的に今の富士キャンプの格納庫の問題については、ただいま計画を聞いておりません。

○辻政信君 富士キャンプだけを言つておるのじゃない。全国見てごらん下さい。北海道でも、東京のどまん中でもあるいは戦車が野ざらしになつておるじゃありませんか。極端なことをいえば、弾薬まで、それが一体国の予算にどう影響を及ぼすのか、損耗が早

い。兵器尊重の観念を持たないような軍隊はほんとうの軍隊じゃない。自衛隊は軍隊じゃないというなら仕方ないけれども、人間のおるところを少し経費を節約しても、そういうものを大事にするという着想をお持ちにならぬというといけません。生きておらない兵器はものを言わない、車両はだまつておる。でありますから野ざらしのままにされて腐つて、五年持つところは三年しか持たない、こういう実情にある。新長官はよくそれを検討されて、お取りになった予算のワタの中で、税金からできた兵器を自然に損耗させない努力を払つていただきたい。

第二の点は兵器です。同じ駐屯部隊の兵舎を視察して参りますが、兵器庫をのぞいて見ました。そうしますと、うと、まるでどこかの博物館に並べたような古ぼけたカービン銃が、傷だらけの損耗したやつがずらりと並んでゐる。兵器係の将校に、この銃で射撃したことがあるか。あります。命中率はどうか。ねらつて撃つて当たるのは十丁のうちに一丁しかない。いいです。か、ねらつて撃つて当たるのは十丁の中に一丁しかないと言つて涼しい顔をしておる。当たらないための自衛隊ならばそれでいいですけれども、せっかく持つからには、皆さんは自衛隊の装備改善といふことを、たとえばF104とかずいぶん高いものを、あるいは潜水艦であるとか、大きなものをとるために苦勞をなされておるが、足もとのほんとうに各兵が装備する軽武器、こういうものはアメリカが太平洋戦争で使つて、日本軍とやが合つた傷だらけのものをもつてきて、朝鮮で使つて廃品になつたものをもつてきて、そうし

て日本の隊員に持たしている。これではほんとうのあれはできませんよ。もう少しじみちに、まじめにそういう小さいところから築かれるように、装備改善の予算の重点というものは、まずそこに置きなさい。日本で国産できるはずですが、あんなものは。その計画はごさいますか、来年度の予算で。

○国務大臣(西村直己君) もちろん陸海空三軍が均衡を保ちながらということとは国防の基本方針でございます。と同時に、装備について古くなつたもの、あるいは少なくとも国情に應じた近代化といふことは、本年度の予算においても十分はありませんが、しかし、はかりつつあります。従つて、陸上の軽武器等につきましても、機関銃のごときは、本年度の御審議願ひ予算の中において更新をはかる、こういうのが実際の状況でございます。なお、われわれは、さらに辻委員のおっしゃいますように、次期防衛力整備計画の中に、おきましても、これらの欠点のある諸点を、あるいは十分である諸点を改善して参りたいと、こういう構想のもとに今次期整備計画等も研究中でございます。

○辻政信君 ではここで即答を求めませんから、この次に自衛隊法の一部を改正する法律案の審議までに、お取りになった予算のワタの中から、兵器とか車輛の格納費にどのくらい充てるとか、当たらぬカービン銃をどの程度に整備を改善するとかという具体的な計画を一つ御提出になつていただきたい。それまで保留しておきます。

○政府委員(小野裕君) 前回のたしか予算委員会の席上で西村さんにお伺ひしたと思ひますが、欠員が非常に多い。特に陸

においてその欠員はできるだけ年度内に補充するように努力するとお答えになつていますね。現在もう年度もあと一カ月になりましたが、その後どのくらいこの程度にこれが進捗したのかどうか。また新年度の予算においては、この大きな欠員を満了するためにどういう着想をなされておるか、これを承りたい。

○国務大臣(西村直己君) もちろん自衛隊の海空におきましては、欠員はあまりないのではありません。陸上の問題でございます。ただ同時に、これは予算財政上から募集等を見合せて、必ずしも満員の予算を計上しているわけではないのでございしますが、しかし、同時に、事実欠員のあることもまた事実でございます。従つて、これに對して、部内においていろいろと募集の方法、また応募して入りました者に対して就職の機会を与えようとかいうような形において、各級の社会情勢に合った、しかも質のよい自衛官の採れるような検討を続けているわけでありま

す。実情は、實際問題として、募集において従来より困難な面も確かにあることはあります。しかし、同時に、また部内の努力によつては優秀なる質の隊員の募集もまた可能なこともあると思ひます。数字等につきましても、もし御必要があれば、事務当局の方から御答弁申し上げます。

○辻政信君 それでは事務当局から数字について具体的に言つて下さい。一般論は要りません。

○政府委員(小野裕君) ただいまの上自衛隊の充足状況でございますが、いろいろ努力をいたしておりますが、現在のところでは著しい改善は実

○辻政信君 具体的に言つて下さい、そういう抽象論ではなく。

○政府委員(小野裕君) 最近の欠員は約二万一千名ほどでございます。年度内に二千名ほど採用をございしますので、三月中の入隊を入れますと二万前後の欠員になるのではないかとと思つております。

○辻政信君 それではそれに関連いたしまして、募集費、欠員補充のための募集費ですね、この募集費は予算でどうなつておりますか。

○政府委員(木村秀弘君) 募集費につきましては、昭和三十五年、本年度が約一億七千三百萬、それに対してお

りまして、来年度予算でたいま要求しております分が一億九千五百萬でござい

ます。そのふたつ内容のおもなものは、地方公共団体に対する委託費、それから宣伝広報のための旅費、それから身体検査場をこまかく地区ごとに開き器具費等でございます。

千万近いものが増額されておりますから、そういう下積みの方が仕事をやる時には、上の方にあまりやらないで、下の方のジープにゆられながらいなか道を演説をやりながらかけずり回っておるその下っ端の人に、せめてどんぶりぐらい食えるような手当を出す予算がこの大防衛庁にないとは思わない。

それを幾ら言っても、この委員会ではやりやすというが、年度が変わってもほんとうにやっていない、これは上すべりをしているのです。防衛庁の仕事というのは、これは一つ新長官よくお考えになって、下の者がいかに苦勞をしておるかということを見てやるのが長官の大きな使命である。きょうはお出かけのようですからこのくらいに切り上げておきますが、この次にはもっと責任のある答弁ができるようにして下さい。

もう一つは官舎の問題。官舎の予算もとっておるのです。しかし官舎に入れる人は月給の高い人ばかりで、一番苦勞をしておるのは一万五、六千円もあって、女房をもらった下士官クラスの人、三千万、四千万を払って地方の民家を借りて食うや食わずの生活をしておる。ですから官舎の予算を、たとえば十億とったなら、せめてその三分の一くらいは棟割り長屋でよろしい、それを作りなさいと言っておるが、一向作らうとしない。東京に住んでいる連中とか、大都會の管区本部に上の方の階級には、ぜいたくな官舎を作るが、北海道の北の端において、ようやく家内をもらったが新婚生活ができないという薄給の人が、北海道のあの寒い北の端で民家のバラックを一疊千円出して借りてお

る。そういう実情をよくお知りにならないと軍隊の本質はわかりませんよ。きょうは時間がないからやめておきますが、この次はしっかりした対策、資料をお持ちになるように希望いたします。きょうはこれでやめておきます。

○下村定君 本年度防衛庁から要求された年度予算案が、最初大幅な削減をされましたが、その後御尽力によりまして、相当の復活が認められていく。ことに管区隊を国情に適するように編成がえをするとか、民生、公共事業に協力する、こういう方面で非常に受当な解決をしたことは、まことに多とするところでありますが、その一面におきまして、年度に予定された業務計画、ひいては効率的な防衛力を整備する点について、相当にまたた欠陥も生じているやに私は観察いたします。その第一点は、中特車その他防衛上きわめて重大なる兵器に対する国庫債務による長期一括契約が認められなくて、そのために警備の点からいっても不経済なことになっておるということがあるように思いますので、これに対する防衛庁としての補正策といたしますか、善後策についてどういう処置がとられておりますか。

○國務大臣(西村直己君) 中特車の一括しての将来の防衛生産力の見通しの点でございますね。確かに御説のように、私もどなたもいたしまして、中特車等を生産する場合に、業界の立場を考慮しながら防衛力生産の効率的な面から考え、一方におきましては長期計画案をもつて、そうして、しかもそれを予算面に現わすことが効率運賃、効率生産等のために非常にいいことと確信いたしております。ただ残念ながら、昨

たしてあります。ただ残念ながら、昨年来の諸般の情勢から、長期防衛計画というものが立っておらないで、単年度の防衛方針を立てまして三十六年度の予算編成案を御審議願うことになりました。続いて次期防衛整備計画について、防衛庁においては取り急いでおるのであります。本日もその準備の意

味におきまして、国防会議懇談会を今朝来やめて参ったのでございます。その努力は進めております。そこで、当面の中特車の生産につきましては、できる限りその担当の事業界と申しますか、業界と話し合いました。それが将来の見通しを持っていくように話し合いを進めてやって参りたいと、こういう気持ちでございます。

○下村定君 いま一つお伺いします。弾薬費が相当大幅に削減されております。なお、承るところによれば、弾薬の製造設備の維持に要する補助金が本年度から削除されておるということとあります。私の見たところによりますと、二十九億円というものが当初要求されておる。その結果、査定された額は十七億幾らと記憶しております。この点間違いないでございせんか。

○國務大臣(西村直己君) その点は担当の局長からお答えいたさせます。○政府委員(木村秀弘君) 最初に金額をまず申し上げますと、来年度予算で要求いたしております弾薬の金額は二十六億円でございまして、そのほかに国庫債務負担行為として十二億円余り入っております。それからこれに對しまして今年度の予算額は十五億程度でございまして、約十一億円ばかり来年度は多く要求いたしております。な

お、今年度の国庫債務負担行為は七億でございまして。○下村定君 これはいたいたした表によりますと、弾薬費が削減されたために、今年度弾薬のトン数で申しますと、二千トンくらいになっておる。これは毎年度の演習用の射撃トン数に比べまして非常に少い。従って、備蓄量というものはどんどん減っていくという関係になってくる。その点に対する御見解如何。

○政府委員(木村秀弘君) 今一番弾薬の使用の量の大きい陸で申しますと、三十五年度末の保有量が、MAGから供与されたものを含めまして、トン数にいたしまして九万六千トン余りでございまして、それに対して三十六年度の調達予定が千二百トン、それにMAGから期待いたしておりますのが千八百トン、合計三千トンぐらゐでございまして、それから三十六年度の射

耗が六千八百トン、従いまして、来年度末の在庫見込みが九万二千トンばかりでございまして、今年度末の在庫予定九万六千トンに對しまして、約四千トンばかりの減少となっております。ただいま御指摘の通りでございます。ただこの弾薬は、減る部分は主として大口徑のものでございまして、小口徑及び中口徑のものについては減少を来

たさなさいという計画でございまして。○下村定君 お急ぎのようでありますから、まだ質問がありますが、次回に譲ります。ただ、この際当局にお願いしておきます。訓練に要する費用というものが、この表ではちょっとわれわれにはわからない。その訓練に要する費用が前年度に比しまして増額をされておるかどうか、どのくらい増額され

ておるか、その点を私はかなり重要視しておりますから、この次までに一つ御答弁をお願いいたします。これで質問を終ります。○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(吉江勝保君) 次に、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。政府側出席の方々は、小金郵政大臣、荒巻官房長、松田電氣通信監理官、山口運輸省鉄道監督局参事官、須賀運輸省国有鉄道部財政課長、八木国有鉄道厚生局長、谷川大藏省日本専売公社監理官の方々でございまして、御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○千葉信君 郵政大臣にお尋ねいたしますが、この法律案は三省にまたがる法律案で、いわばこの法律案に関する主務大臣というのは郵政、運輸、大藏、三大臣のほうですね。そうですね。

○國務大臣(小金義昭君) そうです。明では郵政大臣がおいでになりました。私は、郵政大臣がこの法律案の提案理由説明に当たられることに疑義を持っておりまして、寛容と忍耐の精神をもって、特に私はだまって提案理由の説明だけは聞きました。きょうも郵政大臣が一人お見えのようです。これは郵政大臣は、他の運輸、大藏大臣の権限なり責任なりをここで代行すること

○千葉信君 この前も、提案理由の説明では郵政大臣がおいでになりました。私は、郵政大臣がこの法律案の提案理由説明に当たられることに疑義を持っておりまして、寛容と忍耐の精神をもって、特に私はだまって提案理由の説明だけは聞きました。きょうも郵政大臣が一人お見えのようです。これは郵政大臣は、他の運輸、大藏大臣の権限なり責任なりをここで代行すること

○國務大臣(小金義昭君) そうです。明では郵政大臣がおいでになりました。私は、郵政大臣がこの法律案の提案理由説明に当たられることに疑義を持っておりまして、寛容と忍耐の精神をもって、特に私はだまって提案理由の説明だけは聞きました。きょうも郵政大臣が一人お見えのようです。これは郵政大臣は、他の運輸、大藏大臣の権限なり責任なりをここで代行すること

なると思ふんですが、そういうおつもりでおいでですか。

○國務大臣(小金義照君) これは從來のしきたりでありまして、三省にまたがる関係法案等については、それぞれ提案理由の説明並びに共通的な御質問に対する答弁には、その提案大臣が当たることになっておりまして、私が運輸大臣または大蔵大臣の代理とか、その他のことはいたしませんです。そのため、その関係省の説明に当たる政府委員をここに列席させておりますが、直接運輸大臣または大蔵大臣に御質問の場合は、お呼び出しを願つたらいのじやないかと、かように考えております。

○千葉信君 そうすると、この法律案に対して郵政大臣が最後まで責任を持って答弁に当たられるというわけじゃないのですか。

○國務大臣(小倉義照君) 共通点につきましては、責任を持って当たりま

○千葉信君 私は、その各省にまたがり、そうしてまたその権限の範囲なり責任の範囲なりについては、内閣法上、あるいは国家行政組織法上、明確に区別されておる場合、三省にまたがる法律案等の提案理由の説明に当たられる場合には、当然その場合には、閣議の決定に基づいて担当大臣ということに決定される資格はない。しかし、もうすでに開いたことですから、私はその点まで追及しません、今後その答弁に当たる場合、まあ大臣のおっしゃる通りに、共通事項については郵政大臣がこの際は答弁に当たる、しかし、他の大臣の権限に属する、たとえば運

輸、大蔵等の関係については、それぞれ政府委員がその関係事項について答弁するという態勢は間違つてはいませんが、担当大臣が答弁をしなければ質問をしないという意思表示をした場合には、そこに三大臣が並んでいなければならぬ法律案の審議は開始できないことになると思ふのですが、この点は大臣はどう考えますか。

○國務大臣(小倉義照君) ただいま私が申し上げましたように、これは閣議で、この法律案につきましては、私が政府を代表して委員会に出席することをごさいます、私がまかり出た次第でございまして、各省固有の問題につきましては、大臣なり、または大臣の命令を受けた政府委員あるいは説明員がお答に当たることとしたしたいと思います。

○千葉信君 そうしますと、閣議決定というものは何日の閣議ですか、念のため伺つておきます。

○國務大臣(小倉義照君) これは前週の金曜日だったと思ひます。

○横川正市君 法案提出に当たつて、審議の前に二、三お聞きしたいと思ひますが、この法律案が出された趣旨の説明によりまして、さきに決定を見ました国家公務員共済組合法の改正に伴つて一部、それから恩給法の改正に伴つて一部改正等が行なわれる趣旨のようでありまして、先般の国家公務員の考へ方は、三公社と一つの均衡問題や、それから社会保障相互関係の旧觀念を新しく切りかえる問題が主体になって出された法律案であつた。その後、前国会では退職一時金法の修正

が三公社から出されて、これは国家公務員共済組合法案の法律との均衡問題で出されたわけでありまして、で、当時の審議の中で、衆議院の場合には、五項目にわたる附帯決議がつけられ、それから参議院では十項目にわたる附帯決議がつけられております。その中には、この法律とは別に、三公社との間に、この三公社の持つております法律のいろいろな適用と、国家公務員共済組合の適用との間に、少しアンバランスになつてゐる点があるのではないか、この点については緊急調査をして、次の国会で法律改正を行ないたい、こういう大蔵大臣の答弁があるわけなんです。それらをどのように御審議なさつたか、その点について伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小倉義照君) この法律案作成の経過に關することをごさいますので、政府委員から答弁させていただきます。

○政府委員(松田英一君) ただいまの御質問は、国家公務員共済組合法との関連でございまして、その点につきましては、私どもも、公共企業体共済組合法の今後の動きをいたしまして、いろいろ両者の関連を考へていかなければならぬというところは考慮してゐるわけでございますが、実は今回の法律を出しますのは、先般、昨年の七月一日から実施されております恩給法等の改正に伴います措置、それに對しまして、早く公共企業体職員の方も同じ線

で実施しないかと非常に懸隔ができて参るという点、その他、これと同様に、国家公務員共済組合の方と著しく違つておりました、非常に不利になつてゐる点、そういう点は至急解決する必要があると思ひまして、とりあえず今回の法案にまとめました次第でございまして、その他の問題は、特に通算制度の問題その他のことは、別途公的年金の通算の問題も検討されておりますし、そういうものと関連いたしまして、い

ま少し検討をしなければならぬと思ひましたので、今回の法律の中には入れていないわけでございます。

○横川正市君 私は、これは監理官が答弁する項目ではなくて、郵政大臣が共通の問題として答弁すべきものか、あるいは大蔵大臣に必要によつて答弁していただければならぬ項目に該当すると思つてゐるわけですから、ここに明確に答弁をいただかないと、私は納得いくような状態下になりません。納得いくような状態下になりません。ただこの法律案が出されてきた経緯については私どもも了承いたしますが、単にこの均衡だけで、あるいは法律の一部改正を行なつたことに伴つてというだけでは不十分になる懸念がございますから、次回までに、少なくとも前回審議の過程を十分一つ御了承いただいて、その上で準備をして教えていただきたいと思ふのです。

それから第二は、この改正に伴つて、所要経費及び人件費であります、これによりまして、負担金と組合員の掛金でまかなわれることになっておりますけれども、これはどのように改正されるのか、あるいは現行で負担にたえられるのか、その点一つ御説明いたしたいと思ふ。

○政府委員(松田英一君) お答え申し上げます。この法律によりまして軍人恩給との関連で起つて参りますものは、大体のところを申し上げまして、専

売の方におきまして約八千人、それから国鉄の関係におきまして約十八万三千六百人、電電公社の方におきまして約二万七千三百人余りという程度でありまして、それに必要な経費をいたしまして一応考へられておりますのは、専売関係といたしまして六億、国鉄関係といたしまして百五十八億七千万円、電電関係といたしまして十三億五千五百万円という一応の計算にはなつております。しかし、これらの経費はただちにこれだけ必要というわけじゃございませんで、今後実際に退職いたしました場合、あるいは死亡いたしました場合等に支出されていくわけでございますので、本来この経費は、当然いわれる追加費用として、公共企業体側から出すべきものでございまして、一時にそういうものを入れる必要がございせんので、毎年の状況を考へまして予算から入れていくということ考へられておるのでございまして、それから、そのほかの遺族の関係、あるいは今後の十年から二十年までの間の組合員が死亡いたしました場合に

出す一時金、これらのものは比較的費用といたしまして少額でございまして、大体現在の掛金あるいは負担金によつてまかなうのではないだろうか、もしかりに影響いたしまして、ごく少額でございまして、大して響くことはないだろうと考へておる次第でございまして、もし必要でございしたら、詳細に各公社の方から御説明いたします。

○横川正市君 私は、きょうはこの点について詳細な資料をお願いしたいと思ひます。軍人恩給の改正に伴う諸経費ということでありまして、これ

さしていただきます。

○政府委員(松田英一君) お答え申し上げます。

はすべて国庫が負担した制度に基づいてそれを取り入れた関係から、組合負担を行なわないで公社がこれを負担するという形式を取ったのだらうと思ひますけれども、おのずとこれらの諸経費が上がることによつて、人件費に対する影響力とか、いろいろな点から組合員の掛金率を変えないで将来ずっと計算できるのかどうか、この点について、おそらくこれは特別な計算方式で計算をした結果が出ておるわけでありますから、それを資料として提出していただきたいと思ひます。

それからもう一つは、この法律を施行するにあつて、遡及しないので、法律施行の日からこれを適用するという事なのか、それとも、ここまで来たのでありますから、軍人恩給というのは過去にさかのぼつて全部これは計算をされて組み入れられるものでありまして、現在の経歴にはほとんど関係ないものが計算されるということになるから、公社が全額負担するという事になれば、これは少なくとも相当年月遡及して実施をする必要があると私は考へるのであります。その点はどのよう考へておりますか。

○国務大臣(小倉義昭君) 先ほど千葉さんから、いつ閣議で決定したかという御質問がありました。これを国会に提案することを決定いたしました。閣議は金曜日と申しましたが、先週の二月七日の火曜日でございますから、訂正いたします。

それから今の御質問でございますが、これは給与関係のなかなか技術的な問題もございまして、一部が遡及し、また遡及しないという部分もございいますから、監理官からその点を説明

軍人期間の算入の問題につきましては、昨年の七月一日にさかのぼつて適用いたします。従ひまして、そのとき国家公務員に実施されている状態と変わらないうで利益を受けられるというところでございます。それ以後死亡いたしました場合、あるいは退職いたしました場合においても、経過規定によつて適用を受けられるように措置してございます。それから十年から二十年の間の勤務期間で死亡いたしました場合に年金を受けられるというこの制度は、実はその制度を採用いたしましたために申しますか、あるいは採用することをもつて期待をしておつたという者の権利、そういうものでもつて関連的に生まれたものではない。全然新たにこの制度が生まれたものでございまして、これはさかのぼらないで、施行のときからというふうになるわけでございます。

範囲の問題とか、そういう問題のときには、これは本質的には負担金あるいは掛金に影響する問題ではございませぬけれども、実際問題として非常に組合の経費関係、支出関係というものが苦しい、財政関係が苦しくなつてくる場合には影響するということもいえるわけでございますけれども、余裕のあるります場合においては影響しないので大體やれるだらうというふうに考へておる次第でございます。なお、詳細な資料は別途提出いたします。

それから遺族の範囲の問題につきましまして、五十五才以上という制限は不合理でございまして、これを五十五才以下でも資格を持たせるといふうにする改正でございまして、この点はさかのぼつて適用するつもりで考へております。それから先ほどお話がございましたいろいろな経費関係の資料は、私どもとのえ提出するようにいたしますが、この軍人恩給関係の問題につきましましては、すべて追加費用でまかないますので、組合員の掛金とか、あるいは負担金とかという問題には影響しない問題であります。もし別の十年、二十年の間の組合員が死亡しました場合の年金の問題とか、あるいは遺族の

○横川正市君 まあ私は、法施行の日から公務員との均衡を保つて実施されるという、それだけの遡及を考へたという、それではちよつと問題だと思ふのであります。その後退職をして現任身分を保有しておらない者には一体どうするか。それはほかかぶりをしつてしまふのかどうかという点なんです。ですから、どうも性格からいいますと、すでにもう在職をしておらない過去のある期間に対して軍人恩給というものはこれは実施することになつて、しかも、それを今度は恩給法の改正に伴つて、公社ないしは公務員の中に入れるということになるわけでありまして、現在職を持つて奉じておる者は期間通算の基礎の中に算定されるという事は、これはもちろんであります。けれども、振り合ひから考へますと、すでに退職した者もこの期間については計算されて、期間が少ないために恩給年金の実際上の証書をもつておらない人々たちでもこれは当然支給すべきものと、こういうことになつてくるのがほんとうじゃないかと思ふわけです。

それからもう一つは、この資料によりますと、経費の面では、確かに公社の恩給関係については公社が全額負担する、こういうふうになつておりますけれども、私はおそらくこれが施行されれば、この法律を制定した当時の組合の運営というものの基礎をなした相当過去のものに遡及して、十年とか二十年とかいう過去に遡及して、そして計算の結果給付率というものがきめられ、あるいは長期のいろいろな掛金というものはきめられてきたわけですが、それに全然影響なしにこれはやれるのかという事になると、公社の負担金というものは、これは相当これから日にちを経ないといふ結果になるから、そうなるという結果になるから、そうなるという組合自体金利を毎年々々積み重ねていく運営をたしかとておるはずであります。その面ではいささか疎漏にないか、こういうふうな思ふわけなんです。ですから実際の組合の運営が、その後組合員の掛金の赤字補てんのような格好で補てんされるという結果になつて参りますと、これは組合員の不利になりまして、その計算が將來にわたつて大丈夫だというやつをおそらく計算したと思はれるので、それを資料として出していただきたい、かように思ふわけです。

○政府委員(松田英一君) 申し上げます。少し私の言葉が足りませんでしたが、ために不十分だつたと思ひますが、恩給の期間の通算問題につきましては、これはその問題としては全部さかのぼつて適用いたします。ただ私七月一日以後と申し上げましたのは、それ以後に支給をするということでございます。そして、実際の権利その他期間通算されるものは、全部その前の人にもさかの

ぼつて全部に適用があるわけでございます。

それから、ただいまの財源関係の問題でございますが、これは恩給法の改正関係として出て参りました軍人期間の通算の問題につきましましては、これはすべて公共企業体共済組合のできます前の問題でございますので、そういう関係から出て参ります費用は、この共済組合の考へていたしましては、すべて公共企業体側で出す、つまり追加費用として出すということに成つておるわけでございますので、その面では負担金あるいは掛金とは関係のない出し方になつておる。なぜ公共企業体で出すのかということにつきましては、これは前の恩給法のときの觀念からきていふと思ふのでございまして、公共企業体共済組合を作ります場合に、結局前の恩給法の觀念といふのは、やめたときの所属の庁のところから出していくというふうなやり方をとつておりましたために、公共企業体共済組合の方でも、そういう考へ方をとつて、各公共企業体で出すという觀念をとつたものだと思はれております。が、いづれにいたしましても、組合員あるいは公共企業体のいわゆる負担金として出すものは、そのとき以後の事実の問題について、いろいろと掛金あるいは負担金を出していくわけでございます。それ以前の実情から起つてくるものは、公共企業体が追加費用という形で別に出していくという形で考へておるわけでありまして、ただし、その実際の財源の動かし方等につきましては、これは財源率の計算をいろいろと考へておりました、そういう形が必要なる費用というものを、あとから

追加費用として公社の方で出していくということは、実際の運営には支障はないわけですが、これは必要金と理論的に、一体そういう必要な金と、これをどうにかというところは、いろいろ議論があるところではないかと、運営には支障はございませんけれども、理論的にはまたおのずから問題が考えられてくるのでございます。その辺につきましては、別途資料を提出したいと思ひます。

○横川正市君 私は第一点の、郵政大臣と大蔵大臣と協議をした結果答弁されるようにされればそれでいいと思ひますけれども、この問題については、私は大蔵大臣の出席をお願いしておいた方がいいと思ひますが、いづれにしても、この均衡だけ、あるいは過去のいろいろな法律の制定された結果からくる法改正という以前の、私は逆に国家公務員共済組合の中に、三公社と均衡をとらなければならぬ問題等について附帯決議として出したい、こう思ひて、この点については答弁のできるようにしておいていただきたい。それからその他の問題については、一つ資料の提出を待つて次回に質問いたしたいと思ひます。きょうは保留いたします。

○山本伊三郎君 質問する前に、一つ委員長に警告しておきたいと思ひます。それは、いつも内閣委員会は、開会るときには定数にようやく達して、現在見るとこの調子なんです。ここでわれわれが自分の言うことだけ記録に残すだけが委員会じゃないと思うのです。従つて、きょうはたくさんあるんですが、残念ですが、理事会では法案

を早く早くといわれるが、審議に入るとこの状態なんです、私はきょうこれで打ち切つてもらいたいと思ひます。これ以上継続することは意味がございません。

○委員長(吉江勝保君) よく尊重いたします。十分に一つ……。よくわかります。それじゃきょうはそうします。他に御発言もなければ、本案に関する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十二分散会

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案
一、自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「統合幕僚会議(第二十五条第二十八条)」を「統合幕僚会議(第二十五条第二十八条の二)」に改める。

第七條第一項中「二十五万四千七百九十九人」を「二十六万八千三百三十三人」に改め、同條第二項中「十七万人」を「十七万五千五百人」に、「二万七千六百六十七人」を「三万二千九百七十七人」に、「三万三千二百二十五人」を

「三万八千三百三十七人」に、「二十三万九百三十五人」を「二十四万二千九百人」に改める。

第二十六條中第六號を第七號とし、第五號を第六號とし、同條第四號中「指揮命令の」の下に「基本及び」を加え、同號の次に次の一號を加える。

五 自衛隊法第二十二條第一項の規定により編成された特別の部隊で陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成るものの行動についての長官の指揮命令に関すること。

第二十六條に次の一號を加える。
2 統合幕僚會議は、前項に規定する事務を行なうほか、統合幕僚學校を管理する。

第二十八條中第五項を第六項とし、同條第四項中「事務局長の外」を「事務局長のほか」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「統合幕僚會議」を「事務局」に、「つかさどる」を「掌理する」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一號を加える。

2 事務局においては、統合幕僚會議の事務及び自衛隊法第二十二條第三項の規定により議長の行なう職務に関する事務をつかさどる。

第二章第二節第三款中第二十八條の次に次の一號を加える。

(統合幕僚學校)
第二十八條の二 統合幕僚會議に、統合幕僚學校を附置する。

2 統合幕僚學校は、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂

行するに必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行なうとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行なう機関とする。

3 統合幕僚學校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。

4 校長は、校務を掌理する。

5 統合幕僚學校に、校長のほか、自衛官、事務官その他所要の職員を置く。

6 統合幕僚學校は、東京都に置く。

7 統合幕僚學校の内部組織については、総理府令で定める。

第三十三條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一號を加える。

2 前項に規定するもののほか、防衛大學校は、同項の教育訓練を修了した者その他長官の定める者に對し、自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行なう。

第三十八條第二項中「学生」の下に「(第三十三條第一項の教育訓練を受けている者をいう。）」を加える。

附則
1 この法律中目次の改正規定、第二十六條に一項を加える改正規定及び第二章第二節第三款中第二十八條の次に一項を加える改正規定は昭和三十六年八月一日から、そ

の他の部分は公布の日から施行する。

2 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「以下「学生」という」を「防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第三十三條第一項の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という」に改める。

自衛隊法の一部を改正する法律案
自衛隊法の一部を改正する法律案
自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「管区隊、混成団」を「師団」に改め、ただし書を削り、同條第三項中「管区隊」を「師団」に、「管区總監部」を「師団司令部」に改め、同條第四項を削る。

第十二條(見出しを含む。中「管区總監」を「師団長」に、「管区隊」を「師団」に改める。

第十三條(見出しを含む。中「管区隊及び混成団」を「及び師団」に、「管区總監部及び混成団本部」を「及び師団司令部」に改める。

第十四條中、「管区隊及び混成団」を「及び師団」に改める。

第十五條第一項中「地方隊」の下に「教育航空集團」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。

第十五條第四項中「練習隊群」を「練習艦隊」に、「練習隊群司令部」を「練習艦隊司令部」に改め、同項を同

条第七項とし、同条第三項中「警戒隊」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 教育航空集団は、教育航空集団司令部及び教育航空群その他の直轄部隊から成る。

第十五条第二項中「護衛隊群」を「護衛隊、航空集団」に、「及び護衛隊群以外の部隊」を「護衛隊及び航空集団以外の部隊」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 護衛隊は、護衛隊司令部及び護衛隊群その他の直轄部隊から成る。

4 航空集団は、航空集団司令部及び航空群から成る。

第十六条（見出しを含む。）中「自衛艦隊司令」を「自衛艦隊司令官」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（護衛艦隊司令官）
第十六条の二 護衛艦隊の長は、護衛艦隊司令官とする。

2 護衛艦隊司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、護衛艦隊の隊務を統括する。

（航空集団司令官）
第十六条の三 航空集団の長は、航空集団司令官とする。

2 航空集団司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、航空集団の隊務を統括する。

（練習隊群司令）
第十七条の二（見出しを含む。）中「練習隊群司令」を「練習艦隊司令官」に、「練習隊群」を「練習艦隊」に改め、同条を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（教育航空集団司令）
第十七条の二 教育航空集団の長は、教育航空集団司令とする。

2 教育航空集団司令は、長官の指揮監督を受け、教育航空集団の隊務を統括する。

第十八条中「自衛艦隊」の下に「護衛艦隊、航空集団」を、「地方隊」の下に「教育航空集団」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。

第二十条第二項中「航空団」の下に「保安管制気象団」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 保安管制気象団は、保安管制気象団司令部及び保安管制群、気象群その他の直轄部隊から成る。

第二十条の二（見出しを含む。）中「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める。

第二十条の三（見出しを含む。）中「飛行教育集団司令」を「飛行教育集団司令官」に改める。

第二十条の四（見出しを含む。）中「航空方面隊司令」を「航空方面隊司令官」に、「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める。

第二十条の五第二項中「飛行教育集団司令」を「飛行教育集団司令官」に、「航空方面隊司令」を「航空方面隊司令官」に改める。

第二十条の七中「航空団」の下に「保安管制気象団」を加え、同条を第二十条の八とし、第二十条の六を第二十条の七とし、第二十条の五の次に次の一条を加える。

（保安管制気象団司令）
第二十条の六 保安管制気象団の長は、保安管制気象団司令とする。

2 保安管制気象団司令は、長官の指揮監督を受け、保安管制気象団の隊務を統括する。

第二十一条の見出しを「航空総隊等の名称等」に改め、同条第一項中「航空団及び管制教育団」を「航空団、保安管制気象団及び管制教育団（以下「航空総隊等」という。）に改め、「航空団司令」の下に「保安管制気象団司令」を、「管制教育団司令」の下に「（以下「航空総隊司令等」という。）」を加え、同条第二項中「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団並びに航空総隊司令、飛行教育集団司令、航空方面隊司令、飛行教育集団司令及び管制教育団司令を増置し」を「航空総隊等及び航空総隊司令等を増置し」に、「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称並びに航空総隊司令、飛行教育集団司令、航空方面隊司令、航空団司令及び管制教育団司令の名称及び所在地」を「航空総隊等の名称及び所在地」に改める。

第二十二條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により編成された部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の行動についての長官の指揮は、統合幕僚会議の議長を通じて行なうものとし、これに関する長官の命令は、統合幕僚会議の議長が執行する。

第二十四条第一項中「海上自衛隊又は航空自衛隊については」を削り、第四号を第五号とし、第三号を加える。

（補給統制処）
第二十六条の二 補給統制処においては、前条第四項の政令で定める補給処を行なう同条第一項の事務に関する統制業務を行なう。

2 補給統制処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。

第二十七条第三項中「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める。

第二十八条中「管区総監、混成団長を（師団長）に、「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める。

第三十三条中「以下「学生」という」を「防衛庁設置法第三十三条第一項の教育訓練を受けている者をいう」に改める。

第六十六条第二項中「一万五千人」を「一万七千人」に改める。

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 補給統制処
第二十六条第三項中「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改め、同条に次の一項を加える。

4 政令で定める補給処の処長がその処務を掌理するに当たつては、補給統制処の処長の統制に従わなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（運動競技会に対する協力）
第一百条の三 長官は、関係機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力を行なうことができる。

第一百一条中「航空標識所」を「航空交通管制本部」に改める。

第一百六条の三に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品又は役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その附近において自ら食事をとるものに対して、前項の例により食事を支給することができる。

別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」を「東根市」に改める。

別表第一を次のように改める。

方面隊及び師団の名称		方面総監部及び師団司令部	
名	称	名	所 在 地
北部方面隊	北部方面総監部	札幌市	
東北方面隊	東北方面総監部	仙台市	
東部方面隊	東部方面総監部	東京都	

昭和三十六年二月二十七日印刷

昭和三十六年二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局